自由金利型定期預金規定（大口定期）

（令和６年３月18日現在）

【自由金利型定期預金規定（大口定期）】

１．（自動継続）

（１） この預金のうち、自動継続扱いのものは、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２） この預金のうち、自動継続扱いのものの継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３） 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（預金の支払時期等）

（１） この預金のうち、自動継続扱いでないものは、通帳（証書）記載の満期日以後に支払います。

（２） この預金のうち、自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

３．（証券類の受入れ）

（１） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

（２） 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。（証書の場合は、証書と引換えに当店で返却します。）

４．（利　　息）

（１） ①この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記の第１条第２項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、自動継続扱い以外の場合はこの預金とともに満期日以後に、自動継続扱いの場合はあらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組入れのいずれかの方法により満期日に支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

②預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）により計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

③中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残金（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２） この預金のうち、自動継続扱いのものの利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金の利息

は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の２年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金せず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

（３） この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いで継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

（４） この預金を第７条第１項により満期日前に解約する場合および第７条第４項の規定により解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のＡ、ＢおよびＣ（ＢおよびＣの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｃの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、最も低い利率。

Ａ．解約日における普通預金利率

Ｂ．約定利率－約定利率×３０％

Ｃ．約定利率－$\dfrac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のＡおよびＢの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、Ｂの算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。）のうち、いずれか低い利率。

Ａ．約定利率－約定利率×３０％

Ｂ．約定利率－$\dfrac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$

（５） この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

５．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第７条第４項第１号、第２号ＡからＧおよび、第３号ＡからＥおよび第４号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第７条第４項第１号、第２号ＡからＧ、第３号ＡからＥ、または第４号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

６．（取引の制限等）

（１） 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合または第８条第１項に定める届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）　１年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）　日本国籍を保有せず在留期限ある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（４）　第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（５）　前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

７．（預金の解約、書替継続）

（１）　この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約をすることはできません。

（２）　この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店または当金庫本支店に提出してください。なお、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するために当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

（３）　次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第１項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合

②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または、そのおそれがあると合理的に認められる場合

（４）　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団員でなくなった時から５年を経過していない者

Ｄ．暴力団準構成員

Ｅ．暴力団関係企業

Ｆ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｇ．その他前記ＡからＦに準ずる者

③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

④預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．前記ＡからＤに準ずる行為

８．（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

（１） この通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

（２） 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害について、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３） この通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳（証書）の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

９．（成年後見人等の届出）

（１） 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

（３） すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４） 前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

（５） 前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１０．（印鑑照合）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．（譲渡、質入れの禁止）

（１） この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１２．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１） この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。

（２） 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）および通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３） 第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

（４） 第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５） 第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１３．（規定の変更等）

（１） この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

（２） 前項の変更は、公表の際に定める１ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上